

平 2 8 . 5 . 2 6
際 D 7 - 2

説明資料

[G20、G7報告等]

平成28年5月26日(木)

財務省

G20財務大臣・中央銀行総裁会議(4月14、15日)の成果(国際課税関連)

(1) 「BEPS対応」、「自動的情報交換」をより多くの国が着実に実施することの重要性を確認

- 「BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト」の成果を「広範に」「実施する」ための「包摂的枠組み」に、これまで本プロジェクトに参加してこなかった開発途上国等が参加することを奨励。
 - ・ 「包摂的枠組み」では、本プロジェクトの合意事項の各国における実施状況のモニタリング、BEPSの抜け穴防止のための参加国拡大への取組み、積み残しの技術的検討等を実施予定。
- 「自動的情報交換」をはじめとした税の透明性に係る国際基準の「広範な」「実施」の重要性を強く再確認。

(2) 税の透明性に関する各国の相互監視を強化

- 非居住者が保有する金融口座情報の「自動的(情報)交換」について、全ての関係国に対し、
 - ・ 関連する国際基準(「共通報告基準」)に基づき2018年までに初回の自動的情報交換を実施することをコミットするよう要求。
 - ・ 情報交換のインフラとしての多国間条約である「税務執行共助条約」に署名することを要求。
- 「要請に基づく情報交換」について、全ての国・地域に対し、
 - ・ 2017年のG20サミットまでに、関連する国際基準の遵守状況を満足できる水準まで引き上げることを要求。
- 7月のG20財務大臣会合までに、OECDが、税の透明性に関する「非協力的地域」を特定するための客観的基準を策定すると共に、改善が見られない場合の「防御的措置」も検討。

(3) 匿名性を悪用した犯罪等の防止のため、法人の実質的支配者の把握のための国際協調を推進

- 脱税のみならず、資金洗浄(マネーロンダリング)等への対策の観点も踏まえ、法人(ペーパーカンパニー)等が犯罪の隠れ蓑とならないように、その企業を実質的に支配する自然人(「実質的支配者」)に関する情報を特定するための国際協調を推進。

G7財務大臣・中央銀行総裁会議(5月20/21日、於仙台)における議論の概要

1. 世界経済

- 世界経済の不確実性が増し、地政学的な紛争、テロ、難民の動き、潜在的な英国のEU離脱によるショックがまた、世界経済の環境を複雑にしていることを認識。
- 世界の需要の強化と供給制約の克服に向け、各国の状況を踏まえつつ、金融・財政・構造政策をどうバランスよく組み合わせる実施していくかについて議論。
- 具体的には、金融政策は、中央銀行のマンデートと整合的に、引き続き経済活動と物価安定を支えるとともに、債務の持続可能性を維持しつつ機動的に実施する財政政策、人口動態の変化等の共通の課題に対処するための構造政策を進めることの重要性を確認。
- 為替レートを目標にはしないこと、及び、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えうること、といった既存のG7の為替相場の合意事項を再確認。全ての国が通貨の競争的な切り下げを回避することの重要性を強調。

2. 国際金融アーキテクチャ

- IMFの2010年改革が発効したことを歓迎するとともに、中期的にIMFの資金が維持されることの重要性を認識。
- グローバル金融セーフティネットの規模の十分性・一体性が不可欠であることを確認。その観点から、IMFと地域金融アレンジメント(チェンマイ・イニシアティブなど)が連携すること等の重要性を確認。
- G20における資本フローの変動に対処する政策手段と枠組みの見直しの進捗を歓迎。

3. 持続的かつ包摂的な開発

- G7として「質の高いインフラ投資」を推進。国際開発金融機関によるValue for Moneyや質の観点
を考慮した調達制度の導入・実施が重要であることを確認。
- 世銀によるパンデミック緊急ファシリティ(PEF)構築に向けた進展を歓迎。日本は3年間で5000万
ドルの拠出を表明。同時に、危機予防・備えにも資する平時からのユニバーサル・ヘルス・カバレッ
ジの推進の必要性を共有。
- 難民問題に関して、足下の人道支援から復興・開発まで切れ目のない支援を行うことの重要性を
確認。本年4月に、中東・北アフリカ(MENA)資金イニシアティブが設立されたことを歓迎。欧州だけ
でなく、グローバルな対応が必要。
- 税分野に係る能力構築支援の強化に向け、「アジス税イニシアティブ」の原則にコミットし、「税に
関する協働プラットフォーム」を通じ関係国・国際機関間の協調を深化させることに合意。

4. 国際的な金融フローの健全性(国際課税、マネロン・テロ資金対策、金融規制)

- 国際的租税回避に対処するBEPS合意の足並み揃えた実施をG7がリードし、6月末に京都で立ち
上げられる「包摂的枠組み」へ多くの国の参加を促すことを確認。
- 税の透明性について“非協力的な地域”を特定するための新たなOECD基準について議論(6月末
に京都で行われるOECD租税委員会で決定)。
- FATFとグローバル・フォーラムが策定する初期提案が実質的所有者の透明性向上につながるよう、
議論を継続することの重要性に合意。
- 「テロ資金対策に関するG7行動計画」を発表。
- 金融規制の複合的な影響分析、コーポレートガバナンス改革の推進に合意するとともに、サイ
バーセキュリティやFinTechへの対応の重要性を確認。

国際的租税回避及び脱税への日本の対応

(1) 国際的取組への貢献

- G7議長国、OECD租税委員会の議長輩出国として、引き続き国際的議論をリード
 - ※ 5月：G7伊勢志摩サミット
 - ※ 6月：OECD租税委員会の「包摂的枠組み」第一回会合（於：京都）
- 各国の国税当局（日本は国税庁）間のネットワーク（「JITSIC」ジトシック）を通じた、データ入手、諸外国との協力及び情報共有の可能性の模索

(2) 日本における対応

- これまでの税制改正において整備した制度の着実な実施
 - ・ 国外財産調書制度（24年度改正）、財産債務調書制度（27年度改正）
 - ・ 国外転出時特例（27年度改正）
 - ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（27年度改正）【情報交換関連】
 - ・ 多国籍企業情報の報告制度（28年度改正）【BEPSプロジェクト関連】
 - ・ 「日台民間租税取決め」の内容を日本で実施するための国内法整備（28年度改正）

○ 今後の税制改正等

- ・ 「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた税制改正

※ 平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月16日）

「今後は、本プロジェクトの15の具体的行動計画に対応して示された各勧告を踏まえ、各国において実施のための国内法整備が数年かけて行われていくこととなる。わが国においては、こうしたグローバルな取組みの趣旨を十分に踏まえ、国境を越えた取引に係る課税の適正化及び円滑化に既に着手しており、今後も段階的に着実に取り組んでいく。」（15頁）

「検討事項 12 外国子会社合算税制については、（中略）外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEPSプロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」（110頁）【BEPSプロジェクト関連】

- ・ 租税条約及び情報交換協定の締結による情報交換ネットワークの拡大

※ 4月20日に行われた日パナマ首脳会談を受け、日パナマ情報交換協定の交渉を開始し、5月20日に実質合意。

参考資料

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）
（2016年4月14-15日 於：ワシントンD.C.）

7. 我々は、G20/OECD BEPSパッケージの適時かつ広範な実施という我々のコミットメントを再確認し、新たな包摂的枠組みに、その第1回会合が6月に開催されることに留意しつつ、全ての関係・関心のある国・地域が対等な立場で早急に参加することを奨励する。G20は、国際的に合意された透明性に係る基準の効果的かつ広範な実施の重要性について強く再確認する。従って我々は、自動的情報交換に係る基準を2017年又は2018年までに実施することにコミットしていない、全ての金融センター・地域を含む全ての関係する国に対して、遅滞なくコミットすること及び多国間条約に署名することを求める。我々は、2017年のG20サミットまでに、全ての国・地域が自らのグローバル・フォーラムのレーティングを、満足な水準まで改善することを期待する。我々は、OECDに対し、G20諸国と協力しつつ、我々の7月会合までに税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準をつくることを課す。仮にグローバル・フォーラムの評価によって進捗が見られなければ、G20諸国による非協力的地域に対する防御的措置が検討される。我々は、税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム報告書が年末までに作成されることを期待する。我々は、各国及び国際機関による途上国の税分野に関する能力を強化するための足並みをそろえた継続した努力を歓迎する。我々は、G20メンバー国がアジス税イニシアティブの原則へのコミットを検討することを奨励する。
8. G20は、特に法人及び法的取極めの実質的所有者情報に関し、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する。法人及び法的取極めの実質的所有者情報の透明性の改善は、国際金融システムの清廉性を守り、これら法人及び法的取極めが、腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するために、極めて重要である。G20は、全ての国・地域が法人及び法的取極めの透明性及び実質的所有者に関するFATF勧告を完全に履行することの重要性を再確認し、これに関し模範を示す決意を表明する。我々は、課税逃れ、テロ資金供与及びマネーロンダリングに対処する目的のため、各国・地域による権限ある当局の実質的所有者情報の入手可能性の改善及び権限ある当局間の国際的な実質的所有者情報の交換の重要性を特に強調する。我々は、FATF及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムに対し、我々の10月会合までに、実質的所有者情報の入手可能性、及びその国際的な交換を含む、透明性に関する国際基準の履行改善のための方法についての初期提案を提示することを求める。

G7 財務大臣・中央銀行総裁会議 議長サマリー（仮訳抜粋）
（2016年5月20-21日 於：仙台）

○ 持続可能かつ包摂的な開発に向けて
税と開発

我々は、途上国の投資環境を整備し、公平な競争条件をグローバルに整えるために、途上国の税制や税務行政に関する能力強化が必要であることについて合意した。この目的を達成するため、我々は、関係国・関係国際機関との協調を一層深めることにより、この分野の支援の量と質をともに高めていく。この観点から、我々は、「アジス税イニシアティブ」の原則にコミットし、IMF、OECD、国連及び世界銀行グループが共同で立ち上げる「税に関する協働のためのプラットフォーム」を積極的に活用していくことに合意した。このプラットフォームには、途上国、先進国及び関係機関が定期的に情報や知見を共有できる機会を提供することが期待される。

○ 国境を越えた金融フローの健全性の促進
税と透明性

我々は、過度なタックスプランニング、脱税及びマネーロンダリングを含む、「パナマ文書」の流出により浮き彫りとなった問題について議論を行った。

我々は、人々の税システムへの信頼を回復し、公平な競争条件をグローバルに達成するために範を示し、G20/OECD BEPS パッケージの着実で一貫した足並みを揃えた方法での実施を主導するというコミットメントを再確認した。BEPSパッケージの広範な実施を確保する観点から、我々は、BEPS合意の実施にコミットする全ての関係・関心のある国・地域に対し、6月に京都で開催される包摂的枠組みの第1回会合への参加を奨励することに合意した。我々は、税の透明性に関する国際基準を、「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観基準」や非協力的地域に対して検討され得る防御的措置を含むその実効性を確保する措置とともに実施することの重要性を再確認した。この点について我々は、最近バーレーン、レバノン、ナウル、パナマ及びバヌアツが「共通報告基準」の実施にコミットしたことを歓迎した。

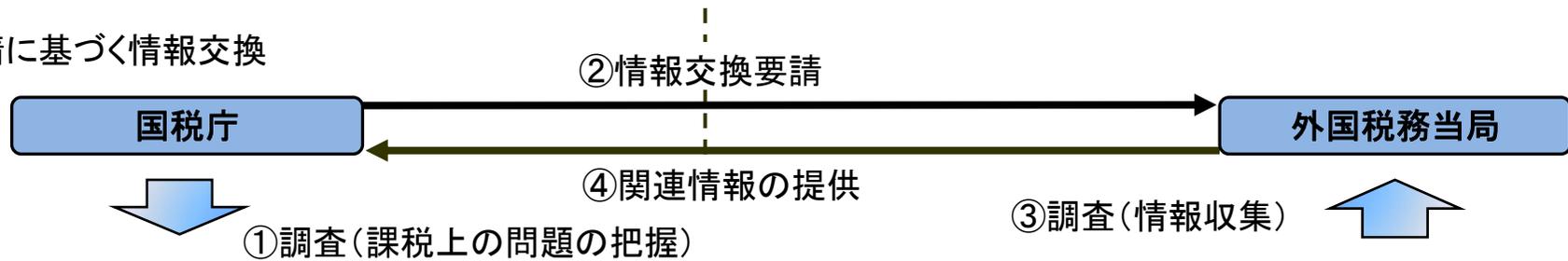
我々は、法人や法的取極めの悪用を防止するため、これらの実質的所有者の透明性を改善することの重要性に合意した。我々は、各国が、過去のG7やG20首脳会議で示されたコミットメントに従って実質的所有者に関する個別の行動計画を着実に実施することが重要であることに合意した。我々は、10月のG20におけるFATF及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムによる初期提案が、実質的所有者の透明性の向上に貢献するよう、議論を継続する。

税務当局間の情報交換

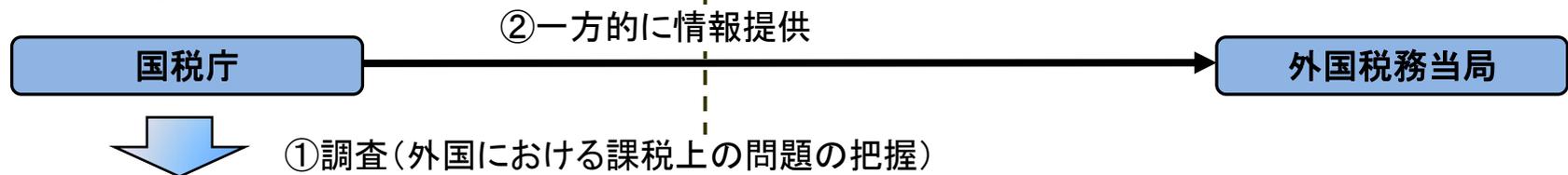
- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】

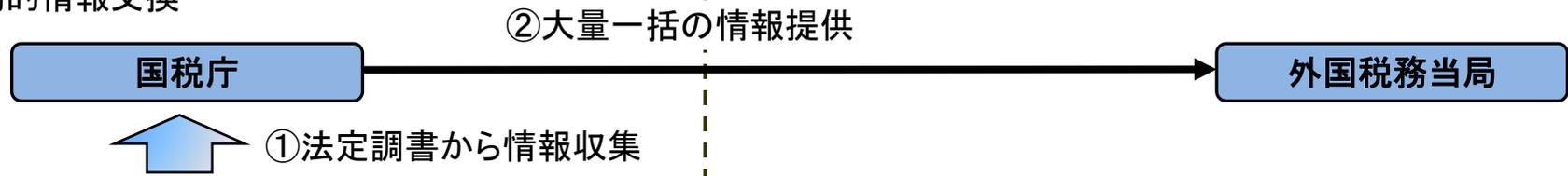
1 要請に基づく情報交換



2 自発的情報交換



3 自動的情報交換



非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

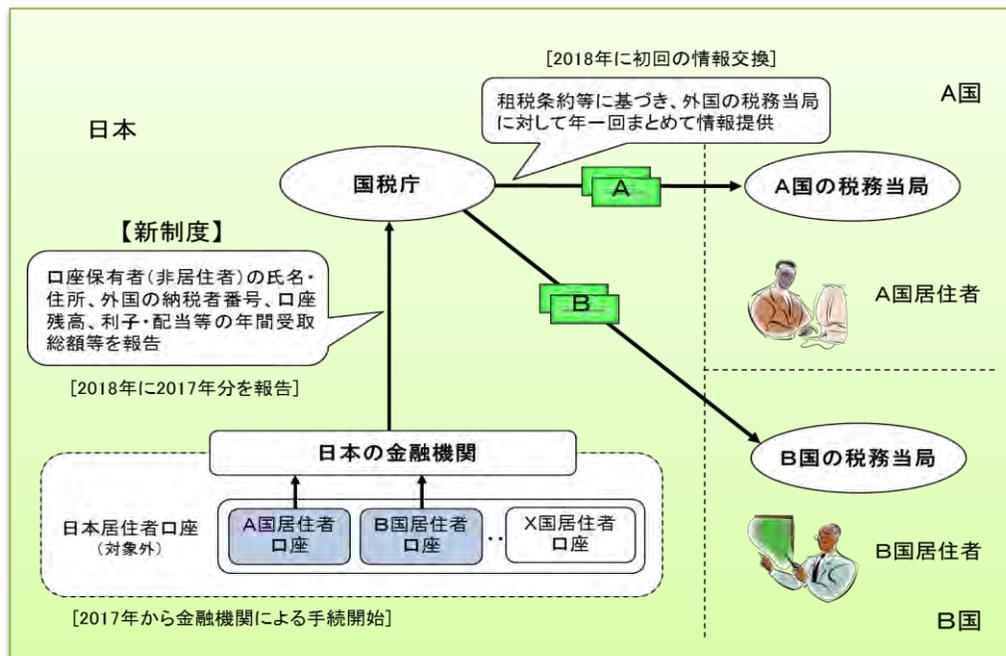
《G20・OECDにおける合意》

- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。

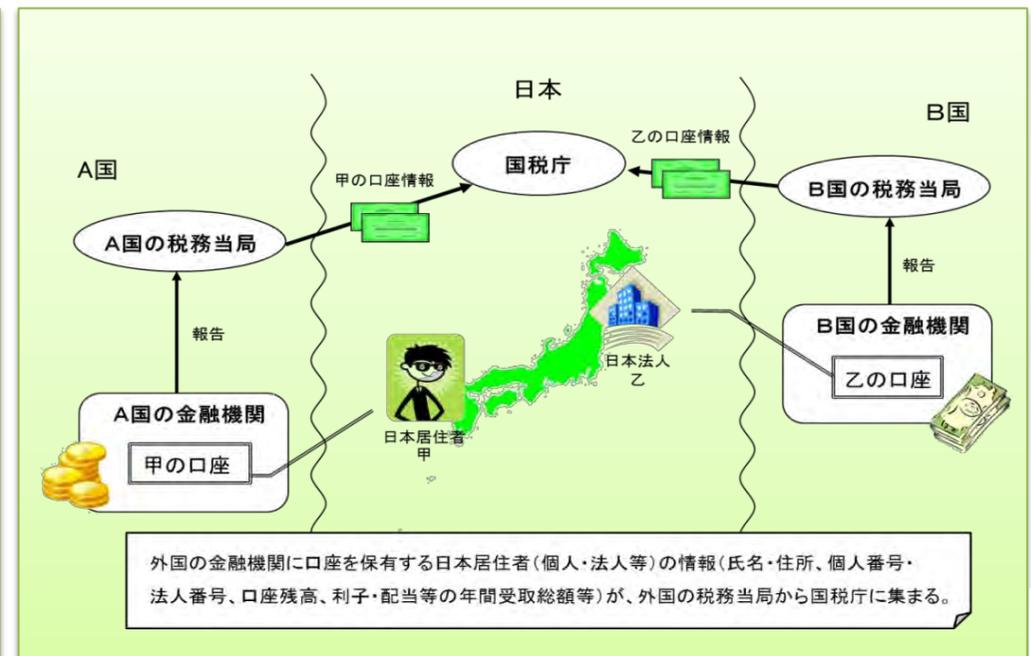
《上記合意を受けた日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。
- 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始する。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況

(2016年5月9日現在)

2017年までに初回交換		2018年までに初回交換	
アイスランド アイルランド アルゼンチン イギリス (英)アンギラ (英)英領バージン諸島 (英)ガーンジー (英)ケイマン諸島 (英)ジブラルタル (英)ジャージー (英)ターコス・カイコス諸島 (英)バミューダ (英)マン島 (英)モントセラト イタリア インド エストニア オランダ (蘭)キュラソー 韓国 キプロス ギリシャ クロアチア コロンビア サンマリノ スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア セーシェル チェコ	デンマーク (丁)グリーンランド※ (丁)フェロー諸島※ ドイツ ドミニカ トリニダード・トバゴ ニウエ ノルウェー バルバドス ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ 南アフリカ メキシコ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク	アラブ首長国連邦 アルバニア アンティグア・バーブーダ アンドラ イスラエル インドネシア ウルグアイ オーストラリア オーストリア (蘭)アルバ (蘭)セント・マーティン ガーナ カタール カナダ クウェート クック諸島 グレナダ コスタリカ サウジアラビア サモア シンガポール スイス セントクリストファー・ネーヴィス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア 中国 (中)香港 (中)マカオ チリ トルコ ナウル	日本 ニューージーランド パナマ バヌアツ バハマ バーレーン ブラジル ブルネイ ベリーズ マーシャル諸島 マレーシア モナコ モーリシャス レバノン ロシア
	[55 各国・地域]		[46 各国・地域]

(注1) アメリカは、2015年からFATCAによる自動的情報交換を実施するとしている。

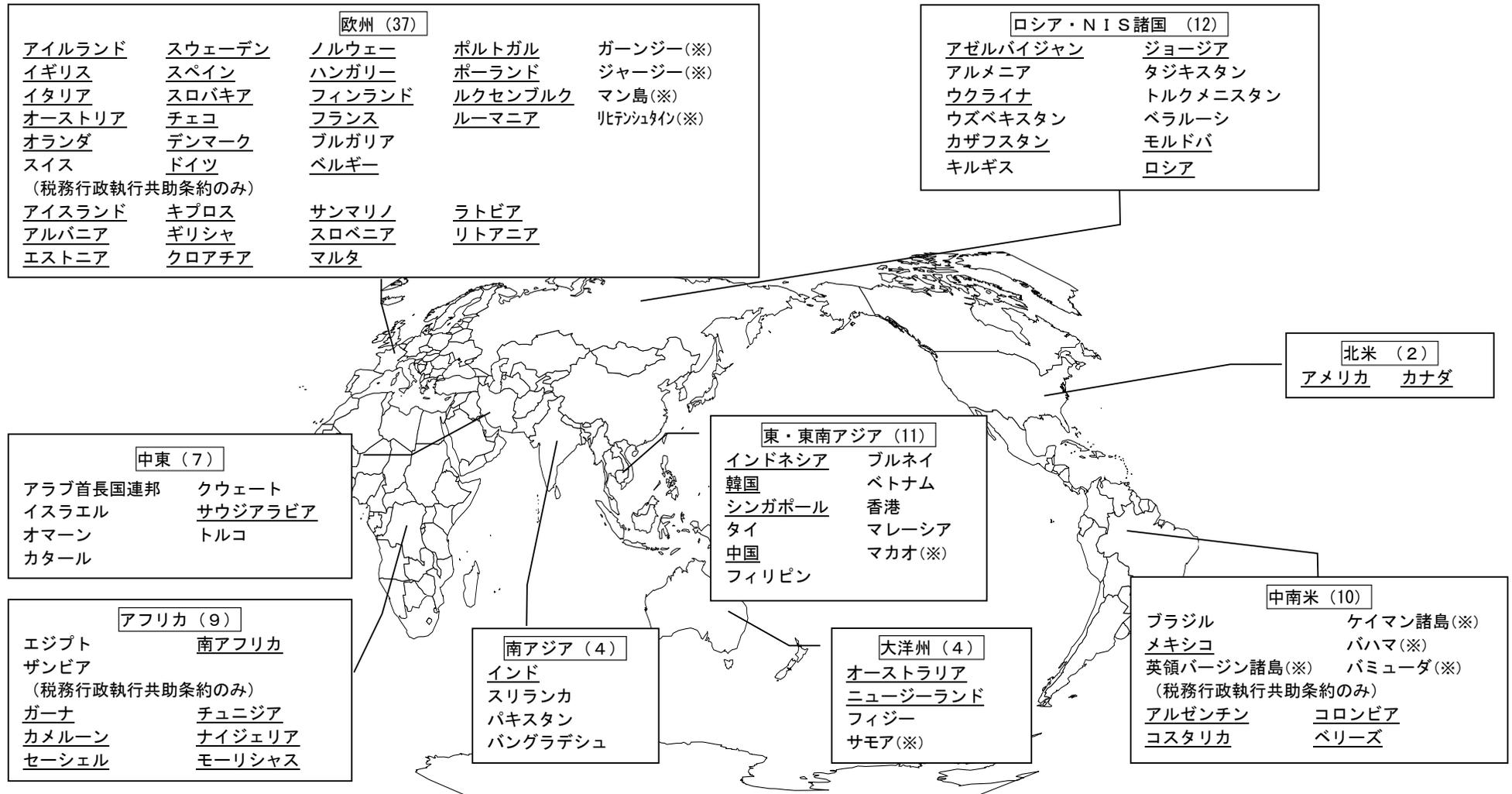
(注2) 下線はマルチCA合意に署名している80各国・地域を表す。

(注3) ※印はグローバル・フォーラム加盟国ではないが、CRSにコミットしている国・地域を表す。

(注4) 2016年5月9日付でパナマ及びバーレーンが2018年初回交換国となり未定国が消滅した。また同日付でレバノンがグローバル・フォーラムに加入するとともに2018年初回交換国となったことでコミット国は101か国となった。

我が国の租税条約ネットワーク

《65 条約、96 か国・地域／平成 28 年 5 月 1 日現在》



(注1) 多国間条約である税務行政執行共助条約、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約の複数国への承継のため、条約数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり

- ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：54 条約、65 か国・地域
- ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：10 条約、10 か国・地域（図中、(※) で表示）
- ・税務行政執行共助条約（締約国は我が国を除いて全 59 か国（図中、国名に下線）、うち我が国と二国間条約を締結していない国は 21 か国）

報道発表

平成28年5月23日
財務省

パナマ共和国との租税情報交換協定について実質合意に至りました

1. 日本国政府は、パナマ共和国政府との間で、租税情報交換協定の締結に向けた政府間交渉を行い、このたび実質合意に至りました。
2. この協定は、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的情報交換を含む両税務当局間における実効的な情報交換について規定するものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。
3. 日本国政府としても、この協定を早期に締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に向けた情報交換ネットワークの拡充に貢献していきたいと考えています。
4. 今後、条文の確定に向けた細部の調整及び両政府内における必要な手続を経た上で署名が行われ、その後、双方における手続を経た上で、本協定は発効することとなります。